## 要介護状態区分別の状態像

（80\％以上の割合で何らかの低下が見られる日常生活能力）

| 要支援1 | 要支援2 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |



- 認定者数
- 認定率


## 484．7万人（平成22年3月）

※介護保険事業状況報告月報（暫定版）より
16．6\％
※認定者数／高齢者人口（65歳以上）
高齢者人口（総務省人口推計（H22年2月現在（確定）））

- 新規申請件数
- 更新申請件数
- 区分変更申請件数

115．6万件（平成21年度）
321． 5 万件（平成 21 年度）
23． 8 万件（平成 21 年度）
※認定支援ネットワークへの報告より
（1，903市町村中，1，816市町村が報告）

## 要介護認定の見直しについて

## 1．平成21年4月の見直し

（目的）
－最新の介護の手間を反映させる
（例）「オムツ着用」から「排泄誘導」 $\rightarrow$ ケア量の増加
－市町村による認定のバラツキを減少させる
（例）下肢麻痺あり A市：91．4\％B市：43．6\％
（内容）
上記事項に則して

- コンピュータソフトに用いるデータ更新
- 調査項目の定義の修正
（例）糖尿病でつめがない人のつめ切りの介助は「介助されていない」と評価
2．平成21年4月の見直しの問題点
－調査項目の定義の修正に問題があり，軽く判定されるケースが続出するとの不安の声 （対応）
（1）4月～9月は，不安解消のための経過措置を実施
（2）検証•検討会での検証の結果，非該当•要支援 1 等の軽度の割合が増加していることが確認されたことか ら再度の見直しの検討


## 3．平成21年10月から認定方法を再度見直し

## （内容）

－調査項目の定義の修正
（例）糖尿病でつめがない人のつめ切りの介助は四肢の清拭等の代替行為で評価

## 4．平成21年10月の見直しの影響について検証

（1）自治体間のバラツキが相当程度小さくなった
（2）4月の見直しで影響のあった方に対し，適切な認定となった
（3）4月の見直しに伴う混乱がほぼ終息した
$\rightarrow$ 研修の充実によりさらに適切な認定になるとの指摘があり，自治体へ周知した
－平成 21 年 4 月に行われた要介護認定の見直しに伴う混乱については，ほぼ終息し，検証•検討会は終了

## 平成21年10月からの見直しの影響の検証について

## 調査項目（74項目）の選択肢に係る自治体間のバラツキの比較について

○ 自治体間のバラツキは相当程度小さくなった
平成20年10月•11月と平成21年10月•11月の比較
統計学的有意に

- バラツキが小さくなったのは33項目
- バラツキが大きくなったのは2項目


## 非該当及び要支援1の割合について

○ 非該当及び要支援1の割合は，4月の見直しから相当程度減少した

（平成22年1月15日 要介護認定の見直しに係る検証•検討会資料より）

## （参考）調查項目の選択肢に係る自治体間のバラツキの比較

○平成20年10－11月，平成21年10－11月の自治体間の項目選択率のバラツキ（標準偏差）を比較
※各調査項目の複数の選択肢のらち，平成20年に自治体間の項目選択率のバラツキが最も大きい選択肢で集計している。
○ 対象：
平成20年10．11月，平成21年10－11月の両期間において，認定支援ネットワークに100例以上報告した153自治体
※平成21年4月の見直しによって新たに追加された6項目については，平成20年9月～11月に実施した要介護認定モデル事業（第2次）において30例以上報告した234自治体の項目選択率のバラツキを平成20年データとして使用した。

○平成20年10－11月と平成21年10－11月のバラツキを比較して，74項目のうち，統計学的有意にバラツキが小さくなったのは 33項目，有意にバラツキが大きくなったのは2項目（有意水準O．05未満）


## （参考）検討会以降の二次判定結果の要介護状態区分の比較



## （参考）検討会以降の一次判定結果の要介護状態区分の比較



## （参考）「第4回要介護認定の見直しに係る検証•検討会」取りまとめ

平成22年1月15日第4回要介護認定の見直しに係る検証•検討会

## 平成21年10月からの要介護認定方法の見直しに係る検証について

○ 平成21年7月28日に開催された，第3回の要介護認定の見直しに係る検証•検討会では，昨年4月の要介護認定方法の見直しにより，非該当者及び軽度者の割合が増加したこと等を踏まえ認定調査員テキストを修正し，修正の考え方や内容を自治体等に十分に周知すべきとした。 また，厚生労㗢省に対し，見直し後の要介護認定の実施状況について，本検証•検討会に報告するよう求めた。

○ 本検証•検討会の指摘を受けて，厚生労働省において，認定調査員テキストが修正され，市町村への情報提供や調査員等に対する研修が行わ れた上で，昨年10月より市町村等において新たな方法による要介護認定が開始された。今回，その実施状況について，厚生労働省から報告が あった。

○ まず，昨年4月から9月までに新規に要介護認定申請を行い，非該当者となった方等に対し，市町村から再申請等を勧奨した結果，より適切な要介護認定となった。
4月からの見直しで影響があった方に対し，厚生労働省，自治体等の適切な連携により，迅速な対応が図られ，要介護認定の現場か概ね安定し たことについては，一定の評価ができる。

○ 次に，要介護認定のバラツキについては，全体的に相当程度小さくなっていることから，平成21年4月以降の見直しによって，要介護認定のバラ ツキを抑えるという制度改正の目的は一定程度達成できたと考えられる。

○ ただし，要介護度別の分布については，昨年4月からの見直しと比べると非該当者及び軽度者の割合は大幅に減少し，概ね同等の分布となった ものの，過去 3 年と比べて一部の軽度者の割合が若干大きくなっていることも事実である。

○ 本検証•検討会としては，これらの結果や，特記事項の活用が不十分であると思われる状況などを踏まえ，厚生労働省に対し，今後，各自治体等においてより充実した研修が実施されるよう対応を徹底するとともに，認定調査及び介護認定審査会における特記事項の活用について改めて周知することを求めたい。

○ 以上により，平成21年4月に行われた要介護認定の見直しに伴う混乱については，ほぼ終息し，本検証•検討会の目的は概ね達成できたものと判断し，本検証•検討会は，今回で終了することとする。

○ なお，今後の要介護認定のあり方等については，介護保険制度全般の見直しに向けた議論の方向性を待って，公開の場で議論を進めていくこと が適当である。

